

(史料紹介)

新出『金勝山浄厳院旧記写』について(下)

伊藤 真昭

前号に引き続き、『金勝山浄厳院旧記写』を翻刻・紹介する。基本的には前号同様近世初頭寛永年間に惹起した浄厳院が関わる争論に関する史料である。浄厳院と正覚院・弘誓寺の争論、浄厳院と阿弥陀寺・正覚寺の争論が複雑に絡み合い、浄厳院にとっては連年複数の争論に直面していたことがうかがえる。特に史料③以降は、知恩院が仲介して江戸の幕閣に訴えたものに関する史料の写しである。年次の確定は出来ていないが、付録の内容より寛永十四年(一六三七)のものと思われる。この争論は本末の域を超えた大規模なものであったことがうかがえる。

この冊子の内容の一部は『知恩院史料 近世文書篇』で翻刻済みであるが、若干の異同もあるので、全文翻刻した。また付録として、現在浄厳院に所蔵されている、正保二年(一六四五)阿弥陀寺との争論に関する資料を収録した。

本史料が近世初頭の浄土宗本末争論を考える上で重要な史料であることは間違いないだろう。今後の研究の進展に寄与できれば幸いである。

凡例

- 一文中に適宜句読点・並列点を付す。
- 一原文は常用漢字を基本とし、異体字・俗字・旧字などは一部を除き基本的に常用漢字に改めた。
- 一虫食いなど文字欠けは、一文字の場合は□、複数文字の場合は「 」と表記する。
- 一丁替わりには、カギ括弧（ ）で最終文字を示し、その後に1丁目表は（1オ）、1丁目裏は（1オ）と表記した。
- 一傍注は丸括弧で本文の右傍に表示した。
- 一本文中にはないが、理解を助けるために、該当場所に目次の表題を隅付き括弧（【 】）で、また目次がない場合は新に文書名を二重山括弧（〈 〉）で表示した。
- 一『知恩院史料 近世文書篇』で翻刻済みのものには該当史料番号を目次表題や文書名の下に隅付き括弧（【 】）で付した。
- 一史料に通し番号を付し、太字で〔史料①〕というように表記した。
- 一校訂者の按文は末尾に○を付し、本文と区別した。
- 一付録として『總見寺文書Ⅱ・浄厳院文書目録』（滋賀県安土城郭調査研究所編、一九九五）に掲載されている浄厳院と阿弥陀寺の争論に関する史料を付した。

【正覚院・弘誓寺出入、門徒中より出状之事】〔6-66〕

〔史料⑬〕

正覚院・弘誓寺出入二付而、寛永五年四月三日二門中より浄厳院へ出状、

一今度於当院四十八日御執行有之付、結願之宵^(ママ) (25才) 六ツ時之焼香并調声之儀付、正覚院也弘誓寺出入有之故、門徒・老僧中罷寄、任式目之旨、衆議批判ニ可仕之由被仰下候間、則双方へ覚書被成候得と申越候得者、書付給候間、皆々評定仕候、就其弘誓寺ハ正覚院末寺之由被申懸候得共、門徒・老僧中存候ハ、宗躰講頭にて候、正覚院之末寺たる事、古今に不聞及候、其上往昔より正覚院と弘誓寺ハ宗躰講各別ニ候、焼香之儀ハ当番々々之焼香無其隱候き、宗躰中衆議之批判ニ相究候得者、理^(ママ) (25ウ) 非分明ニ究候、左様に候てハ如何と存罷寄申候、老僧中双方へ申候ハ、以誓紙ヲ両方へ異見可申候間、任状を可給と申、以両三人之使僧申候処、弘誓寺被申候は、以誓詞各御異見候ハ、如何様にも任状可被出之由被申候、又正覚院被申候ハ、然上ハ此度者罷帰候、左様ニ候得者何時成とも、此衆中罷出、理非分明之旨を、任古来之作法可申究候、御尋之御方も候ハ、此等之趣可被仰渡候、為其加判形候処如件、

阿弥陀寺

寛永第五曆^{戊辰}四月三日

寂誓^(26才)

常念寺

廓誓

九品寺

永照院

称名寺

接取院

称名院

称名院ハ依若キ仁候使僧ニ
雇候故、加此判形候

坂之庵

永称庵

実相庵

長徳寺

浄秀庵

浄厳院様

参 (26ウ)

【正覚院住持自筆以門徒中へ挙ケ申目安之事】

〔史料⑭〕

正覚院自筆ニ而浄厳院江挙ケ申目安、則寛永五年十二月廿一日ニ東山 知恩院様にて御役者此目安を以被御誘候、

- 一 今度浄厳院四十八別時付、弘誓寺より邪儀被申上、浄宗院・地藏院を以度々被仰下候、其後而三度之御折紙之趣、先規ニ相違仕候故、御報可申上様も無御座候得者、以書付可申上之由、数度之御使僧候之条有増申上候事、
- 一 正覚院末寺ニ弘誓寺者無其隠候、一番二番衆 (27才) 様子ニ正覚院違申候、其子細者正覚院又候哉結願之致出仕候故、宵六ツ之焼香仕候事、
- 一 弘誓寺ハ正覚寺末寺にて候得者、其仁同座有焼香させ十念うけ候事、中々不及分別事、
- 一 慶長十七年別時之焼香ハ弁譽被仕候事、

一元和四年別時之焼香之儀ハ、此方より典誉永寿ニ慥ニ申付候事、

一元和六年同八年両度之焼香拙僧歴然仕候事、

一調声役者正覚院宗牀中ニ而致沙汰申付候事、(鉄牛) (27ウ)

一弁誉遠行之時、拙僧若輩之故ニ広誉上人御下知ニ而正覚院末寺之一老ニ位牌可持之由被仰付候而弘誓寺誓誉被持候事、

一正覚院へ弘誓寺当年本末之礼儀無之候、如何様之儀も如先規被仰付可被下候事、
右之条々之趣被聞召分、如先々被仰付可被下候、仍而恐惶謹言

寛永五年三月廿九日
正覚院
然誉 判

御老僧中
参(鉄牛) (28オ)

【弘誓寺門中へ挙ケ申目安之事】

〔史料⑮〕

弘誓寺より浄嚴院へ挙ケ申目安、寛永五年十二月廿一日(ママ)ニ是を以御役者衆於 御前預御裁許ニ候目安

一今度於 御本寺四十八日之別時御執行ニ付而、結願之宵之六ツ時之焼香八日番ニ罷成候而より以来弘誓寺仕来候を、唯今正覚院企新儀、彼非番之焼香を可仕之由被申懸付而、弘誓寺仕来候通申上候条々、

一慶長十七年 広誉御上人御代ニ御執行候、此時焼香弘誓寺住持正順仕候、(鉄牛) (28ウ)

一元和四年 当御上人様御執行被成候、此時焼香弘誓寺住持永寿仕候、(深誉文廊)

一元和六年 当御上人様御執行被成候、此時焼香弘誓寺住持專入仕候、
一元和八年 当御上人様御執行被成候、

此時焼香弘誓寺為可仕ニ、七条之袈裟にて内陣ニ着座仕候、其時正覚院五条之袈裟ニ内陣へ出仕被申候、然処
燈明之衆あやまり正覚院へ焼香と申ニ付而正覚院被仕候を、其時弘誓寺存候ハ、八日番ニ（29才）罷成候而よ
り以来、弘誓寺焼香仕来候を、只今如此之儀ハ何とそ子細候て被仕候哉、とかく先罷歸候て其上にて御本寺へ御
断可申上与存、内陣を罷立御門外まで詰衆ともに罷歸候処、当御上人様御押とめ被成候、其時正覚院種々かうさ
ん被申、則為代僧兩人一礼ニ給候、左様ニ候得者、八日ばんニ罷成候て別時四ヶ度御座候を、三ヶ度ハ慥弘誓寺
仕候、今一度ハ右ニ申上通候、左御座候得者、四ヶ度なから弘誓寺無懈怠焼香仕候儀、歴然ニ御座候を、此度正
覚院何かと被申候儀如何分別」（29ウ）にて候哉、兎角弘誓寺詰番ニ焼香あつらへ申事仕間敷候、面々各別之番
折にて御座候処、軽弘誓寺ヲ恣之動不及是非候、併御本寺并門徒中之御評定可有御座候間二者、御批判次第と奉
存候、不及致言上候得共、御頭露可被仰付候処奉仰候、已上、

寛永五年辰三月廿九日

弘誓寺
慶誉 判

阿弥陀寺

常念寺

并御老僧衆中」（30才）

【寛永十五年^(ママ)十二月廿二日ニ預御裁許ニ候上ニ為後証墨付被成御取之事】【6-77】

〔史料⑩〕

寛永五年十二月廿一日ニ本山知恩院様にて御役者中於 御前預御裁許ニ、正覚院私曲ニ雖相究候、為後証
墨付被成御取候、

一 对浄嚴院、正覚院可破法事仕懸之事、

一元和六年八月ニ四十八日執行仕候時、於浄嚴院ニ談儀可仕と申、及兩度ニ使を越候処、我等申分ニハ、正覚院ハ
一向無智之平僧也、於当院談儀不謂儀と存、同心不仕候、以其遺恨四十八日回向を可破とて、企邪儀候事、(30
ウ)

一 寛永元年六月一日ニ当院寺僧殊閑と申者、不儀之子細有之ニ付、寺中追出仕候処、正覚院七月十五日・十六日兩
度迄殊閑儀を侘言仕候得共、我等同心不仕候、以其遺恨同キ年之開山忌回向を可破とて企邪義候事、

一 寛永四年九月開山忌ニ建部弘誓寺と焼香之出入ニ付、興邪儀回向を破へき企之事、

一 寛永五年二月十九日より四十八日之回向ニ、近辺を触廻し、一人も出仕致し候事、堅無用と廻文を(31才)遣
候事、

一 寛永五年九月開山忌に出仕を止め、剩小末寺ヲ引込、於自院法事を執行仕候事、

一 寛永五年三月廿六日ニ正覚院執筆にて、本寺江不可致出仕との企連判、催邪儀候事、

一 従古来無証拠儀を申、弘誓寺を末寺と申懸候事、

一 於自院ニ倚子をかさり法談を仕候事、

右条々、各様於 御前預御裁許、正覚院私曲ニ(31ウ)相究候といへとも、後証のためニ墨付可仕之旨、応
貴命申上候、 以上、

寛永五戊辰曆十二月廿一日

浄厳院
深誉

阿弥陀寺
寂誉

同寺僧筆者
実相庵

常念寺代僧
永松庵

知恩院

御役者中

御侍者御披露」(32才)

【正覚院儀ニ付、小堀遠江守殿へ挙ケ申目安之事】

〔史料⑰〕

此一行次丁ノ○印之處ニ可有之也、

十二 浄厳院より小堀遠江守殿へ挙ケ申目安、遠江守殿より裏書出申候、

寺方本寺末寺之公事我等聞不申候、御本寺へ被申上尤ニ候

小遠江守

右ハ左之謹言上ト有之紙面之裏書也、」(32ウ)

○浄厳・・・

第十二 謹言上

一 淨嚴院末寺ニ

正覺院是ハ豊浦村市橋伊豆守殿御知行ニ有之、
(長政)

弘誓寺是ハ神崎郡建部村井伊掃部頭様御知行ニ有之、
(直孝)

右両寺ハ淨嚴院末寺之内組頭ニ而御座候、然ニ去年春於本寺四十八日別時執行仕候処ニ、結願宵六ツ時之焼香其上正覺院企新儀、弘誓寺ハ正覺院末寺之由申懸候故ニ、彼両寺申事出来仕候、依之從 本寺古來之以証文弘誓寺・正覺院非末寺、互ニ組頭御座候筋目を様々雖申聞候、正覺院無承引、(33才) 黒白之諍論仕候、焼香之儀者当番々の焼香其隱無御座候処ニ、正覺院非番之焼香奪取可仕と申懸、法事可破仕懸、何共迷惑ニ存候ニ付而、淨嚴院昔よりの作法として何にても穿鑿出来候而不相濟時ハ門徒・老僧衆罷寄、以破邪顯正之旨為衆議ト相濟候故ニ去年三月下旬ニ老僧衆罷寄、双方より覺書を被取、批判被仕候、正覺院非道ニ令落着候事、

一 当院例年開山忌九月五日より十二日迄諸末寺番折ニ致出仕、七日之法事執行仕候処、正覺院破古(33ウ) 法、番を閣、影前之出仕不仕候、右之穿鑿弘誓寺相手ニ而御座候ニ、輕本寺ヲ、正覺院組三十ヶ寺之中を剩豊浦村へ手寄を以呼寄、奥嶋二三ヶ寺、多賀村ニ一ヶ寺、西本郷村ニ一ヶ寺、武佐町ニ一ヶ寺、石寺村ニ一ヶ寺、右七ヶ寺之坊主を引籠、正覺院執筆ニ而邪儀之企加判不致出仕候、对本寺へ数年催邪儀、法事を可破覺悟、数度ニおよひ候、左様ニ恣之働仕候得者、本寺ハ忽ニ退轉ニ罷成迷惑ニ存候事、(34才)

一 建部弘誓寺右之様子を知恩院御役者衆へ去年霜月廿一日ニ於 知恩院ニ弘誓寺・正覺院并豊浦村檀那四人被罷出、裁許及四五段候、双方互之申分御役者衆委細ニ被聞召届候之処ニ、正覺院至極私曲ニ相究り申候、正覺院当住不謂企公事、剩对本寺数ヶ条不届別而

(徳川家康・秀忠)
御両所様背 御朱印惡僧候、然上者被奉応御法度之旨、相改校割等、彼寺家國中急度追放と被仰付候、正覺院住所ハ市橋伊豆守様(34ウ) 御知行所にて御座候ニ付、知恩院御役者衆より彼御手代衆へ正覺院当住寺家國中追

放之折紙被遣、先伊豆守殿御領知分追放之儀被仰付可給との儀ニ御座候処、御手代衆被仰候ハ、御国奉行小堀遠江守様より被仰付候様ニ被申候条、乍恐奉言上候、彼悪僧追放被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上、

寛永六_{己巳}曆二月日

江州佐々木

浄厳院

(深誉文廓)

小堀権左衛門様

御披露 (35才)

【正覚院代々住持職本寺之四十八日ニ詰申事】【6-78】

〔史料⑱〕

浄厳院開山忌并諸檀那施主有之時、四十八日執行、天正六年より以前ニハ金勝ニ而有之、蒲生下郡佐々木御庄所内へ信長^(織田)殿御意にて浄厳院を引候てより以来法事之次第

- 一天正十二年霜月八日、結願導師信誉任誓上人、此時正覚院住持宗賢、別時中被相詰候事、
- 一天正十五年十月十二日、結願導師叡誉俊洞上人、此時正覚院住持宗賢、別時中被相詰候事、(35ウ)
- 一文禄二年閏九月十七日、結願導師磨誉了念上人、此時正覚院住持宗賢、別時中被相詰候事、
- 一慶長九年十月五日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覚院住持利久、十六日番被相詰候事、
- 一慶長十五年三月七日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覚院住持利久、十六番被相詰候事、
- 一慶長十七年三月十四日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覚院住持利名名代久波、八日番被相詰候事、
- 一元和四年三月十九日、結願導師深誉文廓上人、此時(36才)正覚院住持休波、八日番被相詰候事、
- 一元和六年十月廿日、結願導師深誉文廓上人、此時正覚院住持休波、八日番被相詰候事、

一元和八年四月廿九日、結願導師深誉文廊上人、此時正覺院住持休波、八日番被相詰候事、

一寛永五年四月六日、結願導師深誉文廊上人、此時正覺院休波、法事可破致仕懸候故ニ、組之衆迄被相詰候事、

正覺院開基忍誉真源より以来、正月年頭・九月開山忌兩度之出仕、其外四十八日別時之結衆、寛永」(37ウ)

五年正月二日迄ハ無憾怠被相詰候之処、只今南光坊様へ、(天海)藥師之別所と偽申上候由承候、浄嚴院末寺正覺院之

開基以来、藥師坊中と宗旨各別之故ニ、彼坊中死去仕候而も、死骸一人も正覺院へ入不申候、又一人も正覺院

引導不仕候処、虚言申上付而、南光坊様より折紙被下候由申候、藥師ハ白鳳六年霜月八日ニはしまり候、九百

六十余年ニ罷成候、正覺院ハ百年余ニおよひ申候寺ヲ藥師六坊之別所と偽申上候事、中く不謂儀ニ」(37

才)御座候、已上、

寛永六巳年三月日

浄嚴院
深誉判

〔(挟紙)堯誉大和尚開基五ヶ寺、小浜称名院・武佐浄宗院・伴九品寺・信楽西香院・岩根正栄寺、二代之間ハ諸末寺も無
之候也、杜撰」(38ウ)

【寛永十一五月六日阿弥陀寺寂誉、同寺中御本山江指上候言上書】【号外734】

〔史料⑱〕

第十六番

謹言上

金勝
阿弥陀寺

一江州金勝山谷坊開山隆堯法印、同隆阿上人、此二代之間ハ、諸末寺も無之、独身にて御座候事、

一 阿弥陀寺開山巖誉宗真上人ハ、大道心者たる故か、國中諸人奉尊敬、当宗之繁栄も、方々の諸末寺も、末代諸法度も皆此時より始り、万人帰復(服)無限、雖然金勝山結界之地たるにより、諸人結縁之為ニ東坂本ニ当寺を御建立有□、レ(39オ) 文明十五年より始りて、同十八年卯月十五日之暁より、昼夜不断之念仏を始て、毎年九月ニ開山忌ヲ執行之時に、谷坊より三人、当寺より三人、以上六人之奉行にて、如両輪ノ、諸末寺之仕置・異見を申付候事九十二年なり、然処ニ天正五年ニ信長様為御意当寺を安土へ引可申之由被仰下候処、左様にて古跡退転仕候と申上、本堂をは御侘言申上、客殿を引、則当寺山内之大小之竹木を悉きりて遣し、当寺之衆諸奉行を仕、門徒中之レ(39ウ) 坊主・檀那を相語り、浄嚴院之庫裏・客殿を建て、八幡山之弥勒堂を公儀より申請、本堂ニ建、於彼地ニ、開山忌を執行仕事、天正五年より当年ニ至り五十八年なり、右合一百四十九年之間、古来之式法無相違、別院なから同寺ニして諸沙汰相勤申候、雖然今程ハ路次も遠ク候故、互ニ万事疎略ニ罷成候、少々の沙汰をも彼方次第ニ仕り申候得者、今始て諸末寺並ニ当寺を被思召事迷惑仕候、浄嚴院へ断申上候内ニ判形延引之様ニ罷成候事、レ(40オ)

一天正十七年九月、浄嚴院例年之開山忌を止テ、於当寺執行仕候、其子細ハ後代に至て、若輩之衆古法を知らざるもの、阿弥陀寺ニハ開山忌をは不被執行事与存候へハ知何と有、両寺より奉行・役者ヲ立て、諸末寺不残飯米を持參して於当日相勤申候、別時役者之板帳慥書記御座候上ハ少も無其隱候事、
 一去ル天正九年十月七日ノ暁、当寺一字不残焼失仕候、以後至近年漸ニ漏を留申躰なれば、寺中之レ(40ウ) 衰微朝夕も読兼申候ニより、京都之出頭も不罷成故ニ、古来之作法モ不申上候得者、定而当宗之内証を無御存事、御尤之御事ニ候、浄嚴院今程者御繁昌故ニ、切々御本山之御目見モ御座候而、一建立迄を可被仰上候条、当宗を一人本寺と可被思召上候事、更々非其儀候事、

一 当寺を浄嚴坊宗と申事、開山法印叡山御住山之時之坊号なれば、宗鉢ノ惣名たり、別而ハ谷ノ坊ト阿弥陀寺之事

「此事始ノ谷坊開山隆堯法印等ト云トハ不都合可笑」

二 而御座候、諸方より浄嚴」(41才) 坊へ寄進物も、又者諸末寺・寺庵等之寄進田畠帳も当寺ニ有之、大名小名男女凡下ニ至迄、国中之人々浄嚴坊へ死骸を送と申も、皆々当寺之事ニ而御座候、山之過去帳書記して御座候、其主々御之御墓ニ法名并名字・俗名、毎年書改テ香花ヲ備ル事、一百四十九年以来、少も相違無御座候事歴然ニ御座候、浄嚴坊へ送り物・寄進も多分当寺ニ有之儀候、爰ヲ以可預御尊察候、右ニ如申上候、去ル天正之初ニ安土へ当寺之諸道具」(41ウ)・仏具・家具等迄遺して、客殿・同竹木迄引越、当寺より建立より以来、浄嚴院と申候事、

一去ル慶長十一年八月四日より四十八日別時念仏ノ談儀ニ、浄嚴院広誉上人を頼申候時分、阿弥陀寺儀、向後浄嚴院之末寺ニ罷成候と一札を不仕候ハ、今夕之談儀を被成間敷被仰掛候間、其返答ニ新儀非例之沙汰中々不能分別ニ候通を、寺僧中より申入候処、又重而被仰候ハ、当寺之衆広誉之御前ニ出て、末寺ニ可罷成旨口上斗ニ可申入ト承」(42才) 候得共、猶以左様之儀者同心不申候間、浄嚴院ハ可有御帰寺ニ相定候処、三浦一桜と申仁、右より扱ニ罷出候間、為後訴とて重而被申候ハ、新儀被仰立、無詮事ニ候条、御堪忍候而可然と存異見被申候処、無是非儀万事如先規ニ候、從広誉被仰候間、其時両僧ともニ遺恨を止堪忍仕、於于今互ニ入魂仕候処ニ、今度又候哉、末寺分ニ可被成之由被仰懸候、中々不承届候事、

一 宗躰ノ法式、万事惣門徒中談合ノ上ニ而、相定」(42ウ) 事ニ候処、今度為御公儀、從知恩院様被仰下候一儀迄ハ、惣中之御相談も不存候得共、多分仕り上申候、乍去以来申分無之旨、一札仕候得と御座候、当寺をも諸末寺並ニ一帳書付候て、以来申分無御座候とハ難申儀ニ候条、浄嚴院へ其理り申上候中ニ延引ニ罷成候而、如何之儀

二候間被仰下、判形之事者先知恩院様へ被召上可被下候事、

右之旨、順路ニ被聞召分候者、忝可奉存候、以上、」(43才)

寛永十一年五月六日 阿弥陀寺
寂誉判

同寺中
惣 在判

知恩院
御役者中

写之本紙有之、

本寺之願書ハ下ニ有、尤 公儀江指上候者寛永十二年十一月也、是又下ニ在之、」(43ウ)

【正覚院一、但重書坎】

〔史料⑳〕

第十七 正覚院浄厳院江出仕ヶ条写 此一条重出坎

一 浄厳坊開山忌并諸檀那施主有之砌、四十八日執行、天正五年より以前者、栗本郡金勝ニ而有之、信長様之御意ニ而、蒲生下郡佐々木御庄内江被成御引候、天正五年十月廿六日ニ本堂之柱立、同六年三月十日ニ成就仕候、此時

より浄厳坊を号浄厳院卜、正覚院住持本寺役例年開山忌九月五日より同十二日迄四十八日結衆被詰候次第、

一天正十二年霜月八日ニ、結願導師信誉任誓上人」(44才)、此時正覚院住持宗賢、四十八日被相詰候事、

一文禄_己二年閏九月十七日、結願導師磨誉了念上人、此時正覚院住持宗賢、別時中被相詰候事、

一文祿四_未乙年三月八日、結願導師磨訶了念上人、此時正念_覺院利久、別時中被相詰候事、
一慶長九_辰甲年十月五日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覺院住持利久、十六日番被相詰候事、
一慶長十五_戌庚年三月七日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覺院住持利久、十六日番被相詰候事、
一慶長十七_子壬年三月十四日、結願導師広誉鉄牛上人、此時正覺院住持利久名代休波、八日番被相詰候事、
一元和四年三月十九日、結願導師深誉文廓上人、此時正覺院住持休波、八日番被相詰候事、
一元和六年十月廿日、結願導師深誉文廓上人、此時正覺院住持休波、八日番被相詰候事、
一元和八_戌壬年四月廿九日、結願導師深誉文廓上人、此時正覺院住持休波、八日番被相詰候事、
一寛永五_辰戊年四月六日、結願導師深誉文廓上人、(45才)此時正覺院住持法事を可破致仕懸候故、組之衆迄相詰候事、

正覺院開基忍誉真源より以來、正月年頭・九月開山忌両度之出仕、其外四十八日別時之結衆、寛永四年迄ハ無懈怠被相勤候之處、只今南光坊様(天海)へ薬師之別所と偽申上候由承候、浄嚴院末寺正覺院開基以來、薬師坊中宗旨各別之故ニ、彼坊中死去仕候而も、死骸壺人も正覺院へ入不申候、又ハ壺人も正覺院引導不仕候處、虚言申(45ウ)上ニ付而、南光坊様より折紙被下候由申候、薬師者白鳳六年霜月八日ニ始候、九百六十余年罷成候、正覺院者百年余ニ及候寺を、薬師六坊之別所と偽申上候事、中々不謂儀にて御座候、右之通御分別奉仰候、已上、

寛永六_巳己年三月日
江州 浄嚴院

写之本紙有之、(46才)

《浄嚴院訴状写》【6-100-1】

〔史料⑳〕

正覚院出入ニ付訴状之写

一 浄嚴坊開山隆堯法印ハ雖為台徒棟梁、捨世ノ心頗ニメ、応永十一年ニ三拾六歳ニメ、栗本郡金勝台家寺中ノ谷ニ草庵結閑居アリ、東山知恩院十六代法阿上人江歸依シ給て、自行化他ニ念仏一三昧行給也、

一 第二代隆阿上人ハ隆堯之直弟也、去ル文明之初、東山知恩院及大破之刻、建立あり、依之知恩院十八代住職也、（46ウ）

一 第三代宗真上人ハ隆阿之直弟也、後土御門院御字、常德院（足利）義尚江州へ御出奔之刻ニ、依為尊崇、及数ケ度雖令参内、毎年從知恩院御下知也、

一 第四代宗珍上人も從知恩院御下知、每事如先、

一 第五代忍誉真源上人ハ正覚院開山也、根本ハ当国やまかミ躰藏寺之住侶、禅宗也、依病悩之子細、桑実寺御薬師ニ籠住あり、其節浄嚴坊第三代宗真上人ニ歸依シ給て、名を誉阿弥ト付給、則一ケ末寺を建立して、号正覚院ト、念（47オ） 仏三昧之大道者タリ、依之大永五年ニ本寺へ入院あり、天文五年迄十二年之住職也、入院以後改誉阿、名忍誉真源上人ト、然ヨリ以来当院末寺歴然也、

一 第六代仙誉上人ハ忍誉上人之弟子なれば、正覚院第二代之住持也、是又依為大道心者、天文五年より本寺入院あり、同二十三年まで十八年住職也、於于今少も無相違、御論旨参 内之儀、知恩院より御沙汰有之、万事御下知也、正覚院ハ（47ウ） 御薬師境内ニ雖有之、薬師坊中ト各別之筋目にて御座候、正覚院開山忍誉以来代々之住持、正月本寺へ年頭之祝儀ニハ、彼院本尊江備申檀鏡并香錢十疋嘉例ニ举申候、本寺より其座敷にて嘉例之返

礼二ハ、茶五袋并末広一本祝儀遣候、開山忍誉以来代々正月年頭・九月開山忌兩度之出仕、其外四十八日別時執行之砌、彼院住持結衆ニ被相詰候、寛永五年正月年頭迄は無懈怠本寺之役儀相勤候之処、我ま、働、去」(48才)年九月開山忌にも不致出仕、催邪儀事無申斗候、薬師坊中と各別之筋目為可申上如此候、

一正覚院当住持休波ト申仁、前住利久往生之刻者、依為若年、門徒・老僧衆被申候ハ、正覚院ハ当院末寺之内組頭之儀候間、休波住持職之事ハ如何可有之と申候処ニ、近所檀那井上三郎右衛門と申仁を以、本寺浄嚴院へ申上候ハ、寺及大破候之間、上葺・修理等可仕候、住持職被仰付可給と申候而、種々様々広誉上人へ佗言申ニ付而、上葺可仕との請状被仕候故ニ、無異」(48ウ)儀住持ニ被申付候、若無沙汰・不届儀候ハ、急度可有追出之旨被申立候、然処其段切々对本寺企邪儀候事、及数ヶ度候、又候哉去年興新儀ヲ、色々邪儀申懸、法事を可破仕懸、何共迷惑仕候付而、去年三月廿七日ニ、門徒・老僧衆打寄、任先例之作法、批判仕候ニ、正覚院非道ニ相究申候、彼僧破古法、我儘働、門徒・老僧中之儀をも承引不仕候、殊浄嚴坊ニハ五代、正覚院ニハ開山忍誉上人之代ニ、天文四年九月十三日、門徒」(49才)之末寺頭拾貳人、上人を始、以上十三人之連判ニ而、弥別而相定り申候故、大小事之出入雖有之、数百年以来御公儀へ罷出事無之、皆以門徒中異見相濟候処連綿ニ候、然而今度邪儀狼籍之次第、難載紙面儀候、

一終落居無之故、去年極月廿一日、於東山知恩院、正覚院并檀那四人罷出、裁許及五段候之処、右門徒・老僧中へ如申候、不謂邪儀放逸を申上候て一々具ニ御書付置被成候、其時知思院御役者衆」(49ウ)浄福寺・浄善寺・長徳寺・本覚寺・大超寺・浩翁院・信重院、御尋被成候ハ、此外ニ申分も証文も有之者、不残出し候へ、其子細ハ両御所様以御朱印之旨、此衆中順路仕置仕候、少も鼻負偏頗無之、速ニ可被仰付之由候、正覚院檀那四人罷出申上候ニハ、只今白状申上候外ニ少も不残候と申上候、然者邪儀之趣、一トノ不相立候、正覚院至極私曲相究候、

剩对本寺数ヶ条不届、別而(徳川家康)御所様背御朱印悪僧寺家國中追放之旨、從(50才)御役者衆被仰付候得共無承引、剩江戸へ罷下、大僧正様へ色々虚言を申上由候、右之様子可然様ニ被仰上候而可被下候、御役者衆於 御前預御裁許候通、具知恩院ニ御書付置被成候、御尋可被成候、

一御薬師銭箱之かぎ、正覚院ニ預り置候事、昔豊浦村地頭ニ平井与申侍御座候、彼平井正覚院大檀那たり、桑実寺坊中ニかき預ヶ置候てハ如何と被存候付而、坊中と各別之地門ニかき預ヶ被置候、其子細毎月晦日、正覚院納所かきを(50ウ)持罷上候而、山伏衆同前ニ箱をあけ、其参錢を以酒を買、寄申候衆一ツ、給候て、余錢御座候得者、本堂修理之加添ニ仕候、正覚院へハ一錢も取不申候、其寺之式法なれば、俗家より別当を持儀も御座候、此等之趣、大僧正様へ御取成奉頼候、正覚院桑実寺坊中之随一、又ハ別所之由、於爰許只今初而取沙汰を仕候迄外千万々虚言ニ候、從來其沙汰無之儀候、先段々如申上候、薬師境内ニ雖有之、各別之儀無其隠候、只今追放難儀之余り、(51才)言下ニあらハれ申候、偽を申出、取沙汰仕候事、如狂人候之間、被成其御心得、被聞召分可被下候、以上、

本紙有之、(51ウ)

○内容より浄厳院からの訴状と思われる。

【阿弥陀寺寂誉御本山江歎訴候書翰】

〔史料②〕

第十八 阿弥陀寺檀那悪逆仕候ニ付、同後住より訴状之写

乍恐謹而言上 阿弥陀寺叔与(寂誉)

一知恩院末山江州安土浄嚴院下栗本郡金勝東坂阿弥陀寺先住演誉被相背 上意候付而、從知恩院去年六月十五日ニ演誉并実相庵と申寺僧、此兩人御追放被仰付候、其後拙僧阿弥陀寺ニ罷在候、実相庵未無住にて御座候御事、
一当寺阿弥陀寺ニ先規より仏餉米三石（52才）并茶園畠・菜畑御座候、東坂一在所中庄屋・年寄迄当寺之檀那にて御座候、寺代々在所中庄屋へ任置納取申候、然処ニ右追放之演誉と申もの庄屋太郎右衛門を（甥）いにて御座候得者、追放之儀を致腹立、当寺へ悪逆仕懸ケ、先規よりの仏餉料押置、一粒も寺納不仕候、其上当寺山林竹木伐荒し、恣ニ致シ、剩在所之ものを当寺へ出入させ不申、怨を致し、何とも迷惑仕候事、（52ウ）
一右知恩院より被仰付候ハ、江州一国追放ニ而御座候に、実相庵不憚門前ニ罷在、什物無之様ニ致候、其上田畠山林迄庄屋太郎右衛門支配被致、後住不申様ニ仕候上者、阿弥陀寺亡所ニ成可申と奉存候、何共迷惑仕候事、
右之条々、被聞召分、阿弥陀寺退転ニ不罷成候様ニ被加御慈悲、御役者中より御奉行所へ御状被下候ハ、忝可奉存候、已上、

正保三年四月廿六日（53才）

江州栗本郡

金勝阿弥陀寺

（叔）
叔誉

同寺僧中

知恩院様

御役者中

右写有之、（53ウ）

【本山ヨリ本末江被成下候ケ条】

〔史料⑳〕

第十九 本山役者中より浄厳院諸門家江被仰渡ケ条之写

江州浄厳院并諸門家中へ被仰渡事、

一 浄厳院へ出仕之事、別而開山忌不可闕之事、

但於有用要者浄厳院迄可及其断事、

一 ふるたか福寿庵・かちべ西光寺、此両寺留守居可有追放事、
(古高) (勝部)

一 為平僧分、起龕・鎖龕、此両僧役以来堅可レ(54才) 被停止事、

一 浄厳院如寺法、諸末寺之出家何茂万端如先規可相勤事、

一 永照院組下盛福寺・永欣寺・清寿寺、其外今度不參之諸寺庵如先規永照院可為組下事、

西堂成穿鑿之事、

一 玄徳儀ニ付、前阿弥陀寺演誉与玄徳対決之处、玄徳西堂成一向無実之事、

一 弘誓寺專入西堂成之事、御法度以前貞安レ(54ウ) 上入下ニ而結縁之事、

一 御法度以後之西堂成宗源寺可脱色袈裟事、

一 御法度以後之西堂成称名院清金可脱色袈裟事、

一 九品寺住持正山事、阿弥陀寺前往以来、別而今度結徒党候事、依之演誉同罪近江国中追放之事、

右条々 本寺依御意如此候、仍如件、レ(55才)

知恩院役者

正保二年六月廿八日

九達 御判

良正院 巴也

宗誓 巴也 同

大雲院

伝誉 同

大泉寺

念誉 同

淨善寺

嚴誉 同

報土寺

詮誉 同

江州安土
淨嚴院

勝岩院

鏡誉 同

右本紙有之、(55ウ)

【演誉追放被仰付候節之五科】

(史料②4)

廿 従本山阿弥陀寺演誉追放之写

江州金勝阿弥陀寺住持演誉重科之事

一阿弥陀寺当住事、同寺中寺外小僧法名并五条七条袈裟従先規於淨嚴院許之申候処二、破先規阿弥陀寺寺於自院恣(衍カ)

許之事、偏相背 上意事、

一 阿弥陀寺同寺中寺外諸寺庵住持相果候時、不寄長老・平僧、報謝書立之通、破先規淨嚴院へ不致寺納候事、偏相背 上意候事、(56才)

一 先年於江戸阿弥陀寺事、淨嚴院末寺ニ落着被仰付候処、今度淨嚴院と阿弥陀寺と公事対決之間、本末之出入不存由申候事、偏ニ相背 上意候事、

一 淨嚴院末寺他寺組下数多阿弥陀寺組下ニ奪取候事、

一 阿弥陀寺住持事、数ヶ年之内開山忌漸淨嚴院へ兩度出仕、其外不参之事、

右五ヶ条阿弥陀寺演誉以私曲江州國中御(56ウ)追放、從 本寺被仰付候、淨嚴院諸末寺中可被奉得其旨候、

宗門御法度ニ付、

(徳川家康)
権現様御判形之趣壺通并本寺法度書物壺通指下候、其地開山以來之古法之事、堅可被相守候、本末共若違犯之仁於有之者、科之輕重を以曲事可被仰付候、仍如件、

正保二年六月廿八日

知恩院役者
常称院

九達 判

良正院

宗把 一 (57才)

大雲院

伝誉

大泉寺

念誉

浄善寺
嚴誓

江州安土
浄嚴院

報土寺
詮誓

勝岩院
鏡誓

右本紙有之、(57ウ)

《浄嚴院訴状写》

〔史料②〕

称名院清金儀ニ付訴状之写

一御法度以後之西堂成、先年於 知恩院被成御吟味、清金色之袈裟可脱事、御役者衆御直ニ被仰付候得共、承引不仕、于今着申事、是奉背御法度之旨候事、

一一向無智之平僧の身として高座をかさり談儀仕候事、是奉背御法度之旨候事、

一称名院弟子ニ清国と申もの御座候、五年以前九月十五日ニ重科之子細御座候而、裸身ニ成シ下帯迄ニ(58才)

其上ニ縛、加賀・越前・北国之往還ニ木ニ縛付、白昼にさらし申候、余見苦敷、関東へ下、学文仕候とて、去春罷登候処ニ、清金於自院ニも於他寺ニも談儀させ申候、是奉背御法度之旨候事、清金宗門建立を不恐、他宗に浄土宗を笑嘲させ申重科之悪僧ニ而御座候、是ハ右ニ御聞被成候通、

一去ル十三日ニ御役者衆之御状、称名院并代官江着遣候へ者、代官ハ乍兩人留守にて候とて、御状返申候、称名院

ハ御状請取、来十九日上洛可仕と墨付」(58ウ)にて尊報申上候処ニ、去十七日ニ申越候ハ、血脈次隠居仕候、然上者罷登御役者衆へ可申上様子も無之候、此趣御役者衆へ申上候得と申来候、

一拙老推量ニハ、称名院屋敷之裏ニ二間四面之草庵ニ大日御座候、彼大日堂へ引籠候而、禅林寺之末寺とか、光明寺末寺と坎号して、其二罷在、称名院に往昔より寄進之仏供米、田高弐拾七八石御座候と承候、其田地を下作におろし、其作間を寺納申、常住之飯米ニ仕候、彼寄進田之内」(59才)上田を清金買得と申引拔、大日堂へ引籠居住可仕与存候事も可有御座候哉、左様ニ仕候得者、称名院ハ退転仕候、左様ニ無御座候ハ、庫裏ニ罷在様ニ悪逆迄たくみ、浄嚴院諸末寺を騒動させ可申事必定にて可有御座候、浄嚴院諸末寺為御仕置、彼悪僧を急度寺家国中被成御追放被下候ハ、難有可奉存候、以上、

明曆三年十一月廿日

浄嚴院

知恩院様

御役者中」(59ウ)

《知恩院雄誉靈巖書状写》

〔史料②⑥〕

一筆令啓上候、仍而知恩院末寺江州安土浄嚴院と其末寺阿弥陀寺・正覚院、此両寺出入御座候、

(徳川家康・秀忠)
両御所様迄

御

朱印之旨、双方於知恩院何茂役者集会度々遂穿鑿、数通任証文之表落着申付候処、彼末々両寺且不応 御朱印坎、

且不存本寺之報謝坎、恣構邪儀、一向不用下知候、依之浄嚴院去年於京都及言上候得共、不相濟故、当初夏罷下候、

右両寺被召寄落着被仰付可給候、末代 御朱印相続候様ニ奉」(60才)頼候、恐惶謹言、

二月日

知恩院

雄誉
(靈巖) 判

御奉行所

右写之本紙有之、(60ウ)

○付録の内容より寛永14年か。

《浄嚴院深誉文廓訴状写》【6-102】

〔史料②7〕

乍恐書付を以申上候、

知恩院末寺

江州安土

浄嚴院

一今度從 知恩院白旗流義諸寺庵御改ニ付而、浄嚴院并諸末寺等迄無落寺可書上由被仰下候付而、則相触候処ニ、諸末寺無別儀着帳仕候処ニ、阿弥陀寺不謂たくみを仕、企邪儀ヲ、浄嚴院と阿弥陀寺ハ両本寺ニ而候間、諸末寺並ニ着帳仕間敷由申候間、^而着帳不仕候、前代未聞見新義を申出候、阿弥陀寺儀者浄嚴院之為」(61才) 末寺事、
実正明白ニ御座候事、

一知恩院へ双方被召寄裁許候処ニ、数ヶ条之趣、猶更数通之以証文之表ヲ、被遂御穿撃ヲ、其上ニ浄嚴院ハ本寺分明之由、阿弥陀寺者末寺為歴然之落着を、於 知恩院被仰付候得共、恣ニ構邪儀ヲ、一向知恩院之捌を承引不仕候事、

一浄嚴院へ阿弥陀寺より年頭礼儀之式日、先規より正月三日ニ相究申候、進物者檀鏡・香錢、每」(61ウ) 年無懈

怠六里余路を、急度持参候而調礼儀候、浄嚴院よりハ依為本寺、於即座ニ為礼儀末広一本・茶五袋遣之候、去年迄如此候、惣して組頭十二ヶ寺者、右同前ニ御座候事、

一 浄嚴院前住者我等師匠広普 深普ニ而御座候、阿弥陀寺江隱居被申候、雖為師匠、先規を不違、阿弥陀寺より檀鏡・香錢、毎年無懈怠礼儀被相勤候、浄嚴院よりハ於即座ニ返礼、右同前ニ而御座候事、

(二脱) 阿弥陀寺方丈・寺中小僧・沙弥法名并五条・レ(62才) 七条けさの出世、先規より於浄嚴院許之申候、其報謝物本寺之家督故ニ、于今相違無御座候、何も諸末寺同前ニ而御座候事、

一 阿弥陀寺、其外諸末寺相果候時者、長老・平僧ニかきらす、けさ・衣ニ香錢を指添、浄嚴院へ相送之候、為本寺故ニ如此ニ御座候事、

一 浄嚴院開山御影并代々御影・靈宝・什物等、悉安土へ引越申候、例年之開山忌ニ九月五日より、諸末寺致出仕法事を執行仕候、阿弥陀寺レ(62ウ) 代々住持并寺僧、毎年無懈怠致出仕、開山之報謝を相勤来候事、浄嚴院ハ依為本寺如此御座候事、

一 浄嚴院へ阿弥陀寺出仕候時座配之事、浄嚴院住持者老若によらす、先規より上座ニ而御座候、阿弥陀寺住持事、老若によらす脇座之下座ニ着座之事、相定而御座候事、

一 阿弥陀寺者本寺浄嚴坊第三代之住持嚴誉宗真上人、諸人為結縁之、本寺よりとりでレ(63才) 開基被仕候、依之浄嚴院住持并寺僧、開山忌執行仕候、其間ハ万事入用、本寺浄嚴院より賄申候事、

一 諸法度向付而、本寺并末寺之老僧衆加判形ヲ候時、阿弥陀寺代々住持加判仕候、何之証文にも両本寺と申候事無御座候事、

一 阿弥陀寺事、本寺之論旨を盗とり置候而、今度それを出し、両本寺と申上候事、案外成偽を申上候、論旨者本寺

之寺号盜置候而、(63ウ) 此度上申、当人ハ阿弥陀別名、殊更本寺之論旨を出候事、是を以万可預尊察候事、右之趣、証拠証文之表を以、阿弥陀寺儀如先規浄厳院末寺被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上、

寛永十二年十一月日

江州安土浄厳院

深誉
(文廓) 在判

進上

御奉行所

右御評定場へ上り申候写」(64才)

《浄厳院深誉文廓訴状写》【6-94】

〔史料②⑧〕

知恩院末寺

謹言上

江州安土浄厳院

住持

一今度從 知恩院白旗流儀諸寺庵御改ニ付、浄厳院并諸末寺等迄無落寺可書上由被仰下候付而、則相触候処ニ、諸末寺無別儀着帳仕候、然所ニ其中阿弥陀寺不謂たくミを仕、企邪儀ヲ候て、浄厳院と阿弥陀寺ハ両本寺ニ而候間、諸末寺並ニ着帳仕間敷由申、着帳不仕候、前」(64ウ) 代未聞之新義を申出候、阿弥陀寺儀者浄厳院之末寺たる事、実正明白ニ御座候事、

一阿弥陀寺儀ハ、浄厳院第三代之住持嚴誉宗真上人開基被仕候、其子細ハ、金勝山之谷より五十町口ニ一寺を建立被仕候、阿弥陀寺儀ハ本寺ノとりて旅所ニて御座候、依之浄厳坊住持并寺僧下向候而、旅所ニ而開山忌執行仕候、其間者万事入用本寺浄厳坊より賄申候事、

一天正五年ニ 信長様金勝山之谷ニ御座候浄厳坊を」(65才) 安土へ御引被成、浄厳坊を院号ニ成シ被下、則称浄厳院ト、爾シより以来、於末寺致集会執行仕候、阿弥陀寺代々住持并寺僧、毎年無懈怠致出仕、開山前之相勤^後報謝来候、阿弥陀寺ハ浄厳院之末寺たる証文数通御座候事、

一阿弥陀寺事、浄厳院之依為末寺、阿弥陀寺ト年頭礼儀之式日、先規より正月三日ニ相定候、進物ハ檀鏡并香錢、毎年無懈怠六里余路を急度持参仕祝礼申候、浄厳院よりハ、於其座中ニ」(65ウ) 為祝儀、末広壺本・茶五袋遣之候、当年正月まで如此候、惣而組頭分之諸寺家へハ右同前ニ御座候事、

一阿弥陀寺儀ハ、浄厳院之依為末寺、小僧・沙弥法名、五条・七条^(袈裟)けさの出世、先規より於浄厳院許之候、報謝物本寺之家督故ニ于今相違無御座候事、

一阿弥陀寺其外諸末寺相果候得者、長老・寺僧ニよらす、けさ・衣ニ香錢指添、本寺浄厳院へ持参候事、

一阿弥陀寺企邪儀、栗本・甲賀両郡へ廻文を遣シ、」(66才) 手寄之坊主衆を呼寄、去ル四月廿二日ニ被申渡ハ、浄厳院 知恩院を引請、着帳加判と被申候、此度引割可申候両郡之宗躰衆ハ、阿弥陀寺へ可有隨着、自今以後浄厳院へ堅不可有出仕と被申渡候事、

一阿弥陀寺住持・同寺僧、浄厳院へ嘉例之年頭、又ハ例年之開山忌両度之不可致出仕との起請ニ企連判を、末寺を引割、本寺を恣に退転なすへき仕立迷惑ニ存候事、」(66ウ)

一天正九年ニ阿弥陀寺焼失仕、其後不取合本堂建立仕候、阿弥陀寺殊外不弁ニ罷成常住つゝ、き不申候而、迷惑仕候而、本寺之開山忌を申請、台ニ仕、堂供養として四十八日念仏を執行申候者、諸人之志もあるへし、然者阿弥陀寺相続可申候、是非共本寺四人之寺僧同心候て可給と様々申ニ付而、昔之とりでへ末寺ニ而御座候故ニ、末寺為相続無了筒、本寺より末寺之組頭之衆へ折紙遣シ、四十八日之内へ開山忌を加へ申候、然天正十七年ニ」(67才)

開山忌執行仕候故ニ兩本寺と申候事、中々不謂儀にて御座候事、

右之趣、所詮古來之証文之表を以、如先規阿弥陀寺儀者、淨嚴院末寺ニ被仰付被下候ハ、忝可奉存候、已上、

寛永十一年五月六日

江州安土淨嚴院住持

深譽 在判

知恩院

御役者中

(頭書)「天正九^{辛巳}年十月七日アカツキ、当寺仏殿丑之刻炎上也、自火也、棟数五ツ焼ル、右什物之古過去帳ニ記ス、十八世誠譽認、右ノ過去帳ハ焼残りテ、不思議ニ伝于安土坎」

阿弥陀寺之願書者、上ノロヨリ四十丁メニ在之、」(67ウ)

《淨嚴院深譽言上状写》【6-106】

〔史料⑳〕

知恩院末寺并淨嚴坊諸末寺為淨土宗由來之事

一淨嚴坊開山忌^(ママ)隆堯^(ママ)法印之直弟堯隆阿上人者、知恩院にてハ第十八代目之住持、淨嚴坊にてハ第二代目之住持也、堯隆阿上人より百八拾余ケ年以來拙僧まで代々の住持、淨土三国伝來之血脈伝授仕候て、何れも住持果名誉号をつき申候、是を以淨土宗為歴然儀、可預尊察候、其上 御論旨參内、知恩院より至只今ニ」(68才) 御下知にて御座候事、

一淨嚴院第八代目之住持応譽明感、天正九^十年八月廿七日被相果候時、知恩院第廿八代目之浩^(聡補)譽上人、淨嚴院へ被成

御下向、同ノ月之晦日、於浄嚴院ニ被成御引導候儀、是浄土宗歴然にて御座候事、

一 浄嚴院代々の住持、諸末寺之出家、血脈望之時は、其器量を見候て、浄土宗血脈伝授仕、誉号をツケ申候事、
(68ウ)

一 浄嚴院末寺正覚院開山、誉号忍誉トツキ被申候、代々之住持浄嚴院代々の住持より、浄土宗三国伝来之血脈を相伝仕、誉をツキ申候、只今の住持も浄嚴院前住之下ニ而、浄土宗之血脈伝授仕、誉号を然誉トツキ申、是浄土宗之儀明白ニ御座候事、

一 正覚院事、依為浄土宗組下、三拾五ヶ寺之内式拾四ヶ寺ハ、浄嚴院末寺至後日ニ、師檀申分無之由書付候て、知恩院へ上ヶ申候、相殘拾壹ヶ寺」(69才) 事ハ、或ハ正覚院同宿、如此之好身ヲ書付出シ不申候事、

一 浄嚴院末寺及百八拾ヶ寺ニ、浄嚴院末寺至後日ニ、師檀申分無之由書付候て知恩院へ上申候事、

一 浄嚴院末寺阿弥陀寺開山者、浄嚴坊第三代目之住持ニ而御座候、是も誉号を嚴誉とツキ被申候、代々の住持、只今之住持、浄土宗之血脈を伝授仕、果名を寂誉トツキ申候、殊更今度知恩院江上申候目安、其外之書物ニも阿弥陀寺寂誉と書付」(69ウ) 余多御座候事、

寛永十三年二月日
江州安土浄嚴院
深誉

進上
御奉行所

《浄嚴院・阿弥陀寺歴代住職書上》【太字は後筆】

浄厳院開山隆堯法印

七堯一隆一上人經
日六十九才文明十三年九月

同二代 堯誉隆阿上人

○一嚴誉宗真上人

廿九宗真上人 經一宇次下ラス可知之
日永正十五年十二月

宗珍一上人

映誉真源上人

○忍一

毎朝勤行回向之次第

仙誉珠慶上人

金勝伝来ノ古過去帳ニ

一御経一卷御本尊一御経一卷浄土諸祖師
一発願念仏諸神 一同浄厳坊御代々

九誉源慶上人

日七廿 応一明一上人 御霊供可有之
日十 浄厳院九代 磨誉了念上人 慶長三戊二月

一同愛宕山 一同当寺住持代々

応誉明感上人

一同三拜 一從余所御志參ルを侍者より

了念上人

孫念仏可有之

磨誉鉄牛上人

廣誉 炭イ

廣誉ハ隠居ノ於阿弥陀寺示寂

一同クラマ 一発願念仏惣回向可有之

右記録箱之内古過去帳ニ書コト如此、爾則
安土ト阿弥陀寺ト素別躰、天鑑厂ニ

日八 元和七酉二月 焼失残リノ古過去帳此時伝于安土坎、今現
廣誉鉄炭上人 古過去帳ニ

文明十五年■ナリ、既不断念仏開白ハ文明十八年ナリ、
■也
浄厳院末寺阿弥陀寺開基者本寺三代住持嚴誉宗真上人
次上ニ永正十二年連判アリ

始世ハ真誉浄阿大徳

当寺住持御在所浮生

阿弥陀寺二代

観誉祐真大徳

「(70ウ)

観一祐一八一戊三月三日同下古過去帳二見ユ

当寺住持

興誉宗隆同

文一真一八一天正元酉九月十日

文誉真知同

当寺住持

真一珠一八一天正十一未三月晦日古過去帳二

真誉珠養同

当寺六代住持

天正九巳二焼失

宝誉正林同

宝一正琳八一

中興也 辰九月文禄元

当寺七代住持

文禄五丙申九月十九日

行誉浄運大徳文禄五丙申年九月十九日

行誉浄運同 元禄十二青地無量寺開山卜書上ル

右阿弥陀寺ヨリ不測借り来ル古過去乙ノ冊ノ裏二見

長誉勢把上人

右延享三寅ノ五月記于茲 誠誉誌之

右門弟八代応誉明感上人住持之代天正五年信長様御意にて金勝寺ノ谷ニアリタル開山之「(71オ) 御影并代々御

影・靈宝、住持・同寺僧何モ安土御引候、浄厳坊を院号ニ被成候事ハ天正七年五月宗論之時より、以上、

寛永十二年六月六日

浄厳院十一代

深誉
(文廓)

本紙有之、「(71ウ)

《知恩院雄誉靈厳書状写》

〔史料③〕

折紙
江州浄厳院之末寺正覚院重々本寺へ不届之儀付而宗把老 公儀江可有言上由被仰候得共、南僧正役者中御扱二而、
(天海)

如先規浄厳院出仕寺役被致候之様彼正覚院一筆をも可申付之由候間、任其意公儀之御披露無之様にと扱申候而浄厳院之使僧為登申候、委段此僧口上申含候、恐々謹言、」(72才)

七月廿七日

雄誉 判

靈厳 判

浄厳院

参御同宿中

御本紙有之、但御直筆欵

○付録の内容より寛永14年か。

《寺社奉行連署書状写》

〔史料③2〕

折紙

御状令披見候、然者江州浄厳院末寺正覚院・阿弥陀寺出入之儀、速被 仰付候儀、方丈(靈厳)忝思」(72ウ) 召、為御礼源察以被仰上候、御老中相談之様子方丈へ之御報ニ申上候、将又貴老此方ニ御座候内者、何角取紛不致馳走背本意候、何も重而御下之時分万々可申談候、恐々謹言、

堀 (利重) 市正 判

六月十一日 松平出雲守 (勝隆) 判

安藤右京進 (重長) 判

宗把老

御返報

右本紙有之、(73才)

○付録の内容より寛永14年か。

《寺社奉行連署書状写》

〔史料③〕

折紙

一筆申入候、江州浄嚴院与正覚院本末之出入之儀、達 上聞、浄嚴院理運ニ付、正覚院住持休波令追放、右之寺并
什物等浄嚴院へ可相渡之旨被 仰出候、可令得其意候、自然滞儀候ハ、可然之様可有御指図候、将又阿弥陀寺儀
者如先規可為浄嚴院末寺之由、依 上意両公事共相濟間、委曲浄嚴院可為演説候、恐々謹言、(73ウ)

安藤右京進 判

四月七日 堀 市正 判

松平出雲守 判

小堀遠^(政二)江守殿

右本紙有之、

○付録の内容より寛永14年か。

《八木宗直書状写》

〔史料③④〕

たて紙

先日者於 御城得御意着存候、御仕合能

御目見被成、目出度存候、早々私宅へ御光儀、(74才)知恩院方丈より被下候御状御届、是又忝奉存候、以参申上

度候得共、御作事故不得寸隙候故、其儀無御座候、京都へ之御返事致進上候間、御届被成可被下候、恐惶謹言、

十二月三日 八木但馬守(宗直)

浄厳院様

人々御中

本紙有之、(74ウ)

《酒井雅楽頭書状写》

〔史料③⑤〕

今朝者登城 公方様江(徳川家光) 御目見首尾能満足之由尤ニ候、就其私宅へ為御礼与御出候処、御存知之通、御城ニ罷有、

不期面談残多候、何様在江戸之内御出可有候、恐惶謹言、

五月廿八日

実(花押影)

表ニ

(墨引)

浄厳院

表之裏ニ

酒雅楽頭

正

本紙有之、レ (75才)

○付録の内容より寛永14年か。

《小堀政一書状写》

〔史料③6〕

貴札拝見仕候、仍江州阿弥陀寺不相届儀ニ而、於知恩院御役者中御集会、被遂御穿鑿候之処、阿弥陀寺重々不届之仕合致落着候付而、近江国中御追放被仰付候条、其旨を可存由被仰下候、奉得其意候、猶致伺公候節可申上候、恐惶謹言、

六月廿日

小堀遠江守(政一)

知恩院方丈様
貴報

右本紙従本山拝受之旨、深(文廓)誉証判ニて有之、レ (75ウ)

○付録の内容より寛永14年か。

〔付録〕①B 22・26

(端裏書)

「阿弥陀寺演誉出入之也、正保二年 最初ノ目安レ」
「口上ノ返答 浄厳院レ」

乍恐書付ヲ以申上候、

江州安土浄厳院住持

一 阿弥陀寺方丈寺中、其外諸末寺小僧法名并五条・七条袈裟の出世、先規より本寺於浄嚴院ニ許之ヲ申候、五条の報謝物八木弍斗、七条の報謝物八木四斗、其報謝物本寺の家督故ニ、于今相違御座なく候、然ルニ阿弥陀寺当住、先規をやぶり、企新儀ヲ、寺中寺外ニ至迄、法名并五条・七条の出世をゆるし、本寺の家督を奪取、我俣を被仕候儀、迷惑ニ奉存候事、

一 阿弥陀寺同寺中、其外諸末寺の住持相果候時、長老・平僧によらす、けさ・衣に香錢を相添、本寺浄嚴院江あげ申候、然ルニ阿弥陀寺僧実相庵山清と申僧、去年正月九日ニ相果候へとも、けさ・衣・香錢浄嚴院江あげ不申候、剩山清弟二十余のものを、去年二月十五日にかミをそり、則日に五条・七条許被申候、五条ハ剃髮五年、同七条ハ七年目ニ許之ヲ申候先規をやぶり、押掠本寺ヲ、我俣被仕候事、先代未聞之儀にて御座候事、

一 先年阿弥陀寺前住・同寺僧并組下、企邪儀ヲ、新儀を申ニ付而、江戸御 年寄衆并寺社御奉行衆江目安指上申候、其ヶ条中に、阿弥陀寺寺中其外諸末寺の小僧法名・五条・七条の出世、又ハ相果候時、けさ・衣ニ香錢相添、先規より本寺浄嚴院江指上申候数ヶ条之趣、数度被遂御 穿鑿ヲ、其上ニ目安の表も被成言上候処ニ、上意の被仰渡御座候、然ル所ニ阿弥陀寺当住、先規をやぶり、新儀ニ本寺の家督をむさぶり取候儀者、第一 上意を相そむかれ候事、

一 阿弥陀寺組下の坊主衆、浄嚴院末寺に有ながら、先年の公事以来終ニ本寺江出仕不申候事、
(中欠)

一 先年阿弥陀寺、企邪儀ヲ申候時、甲賀下もの郡永照院と申十二三ヶ寺の組頭御座候、阿弥陀寺・同寺僧、右十二三ヶ寺の坊主一統仕、此度の儀ニ候間、昔より両本寺と被申候て可給と、数度頼申候へとも、永照院住持七拾余有の老僧被申候ハ、本寺ハ昔より浄嚴院迄にて候、両本寺と申儀、先代未聞ニ候、新儀一味同心不罷成候とて、

合点不被申候、以其遺恨ヲ、先規よりの組頭永照院をはねのけ、新儀ニ組頭を申候、これ又如先規之、永照院に組頭を被仰付可被下候事、

一阿弥陀寺寺中実相庵山清と申僧、去年正月九日に相果申候、付之ニ、檀那文右衛門尉と申仁、去年三月廿八日ニ浄厳院江目安指上申候、我等方より阿弥陀寺当住江申越候ハ、坂之庵出入候処に、又候哉申事出来外聞被思遣、是非とも和合可然と申、人を頼暖をかけ申候へとも、長老承引不被申候故に、此度御役者衆江目安之趣被申上可給と申、文右衛門尉罷登候、これも御慈悲に被成御聞被下候ハ、忝可奉存候、

右之条々、被分聞召可被下候、去寛永拾四年卯月四日ニ江戸御評定場江土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿・松平伊豆守殿・安部豊後守殿・安藤右京進殿・堀市正殿・松平出雲守殿、其外諸奉行衆被成御寄合、正覚院・阿弥陀寺両住持江被仰渡御座候、一番に正覚院被召出、上意之旨を被仰渡、次ニ阿弥陀寺住持と実相庵と二人被召出、上意段々被仰渡、又其上にいかにも御念被成御入、上意に宗把に仰わたさる候、万事從知恩院急度可被仰付、上意に候、宗把左様ニ可有御心得との被仰、渡ニて御座候、然ル上ハ被奉応、上意ニ、右之趣御当山より破邪顯正旨、急度被仰付被下候ハ、忝可奉存候、

正保貳年卯四月

浄厳院
深誉(花押)

知恩院

御役者

侍者

御奏達

(端裏書)
「從本山阿弥陀寺演譽追放之写」

江州金勝阿弥陀寺住持演譽重科之事

一阿弥陀寺当住事、同寺中寺外小僧法名并五条・七条袈裟、從先規於淨嚴院許之申候処二、破先規を、阿弥陀寺寺(衍カ)於自院、恣ニ許之事、偏相背上意之事、

一阿弥陀寺同寺中・寺外・諸寺庵住持相果候時、不寄長老・平僧、報謝書立之通、破先規、淨嚴院江不致寺納候事、偏相背 上意候事、

一先年於江戸、阿弥陀寺事淨嚴院末寺ニ落着被仰付候処、今度淨嚴院与阿弥陀寺公事対決之時、本末之出入不存由申候事、偏相背 上意候事、

一淨嚴院末寺他寺組下数多、阿弥陀寺組下奪取候事、

一阿弥陀寺住持事、数ヶ年之内ニ開山忌漸淨嚴院江両度出仕、其外不参之事、

右五ヶ条、阿弥陀寺演譽以私曲、江州國中御追放、從 本寺被 仰付候、淨嚴院諸末寺中可被奉得其旨候、宗門御

法度ニ付、(徳川家康)權現様御判形之趣壹通并本寺法度書物壹通指下候、其地開山以来之古法之事、堅可被相守、本末共候、若違犯之仁於有之者、科之輕重を以、曲事可被仰付候、仍如件、

知恩院役者

正保貳年六月廿八日

常称院

九達

良正院

宗把

大雲院

伝誉

大泉寺

念誉

浄善寺

巖誉

報土寺

詮誉

勝岩院

鏡誉

江州安土

浄巖院